

福彩支援ニュース 第4号

2015.4



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel：048-960-0591 fax：048-960-0592
北浦恵美 tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

第2次提訴が合流し、原告は13世帯46名に



第4回口頭弁論では、
「自主避難」を強いられた
原告の痛切な陳述が。

次回期日は **4/22(水)!**

2015年2月18日14時30分より、さいたま地裁101法廷で33名の傍聴者が見つめるなか、**福島原発さいたま訴訟の第4回口頭弁論**が開催されました。

第4回期日においては、書面のやりとりの確認のうち、原告本人陳述が行われました。今回は追加提訴をされた避難指示対象区域外から避難されてきた原告の方の陳述で、とつとつと静かに語られた苦しみに、誰もが言葉を失いました。陳述を以下に全文掲載しましたのでぜひお読みください。この被害に対する賠償として、本当に僅かな金額しか賠償されていない現実が許されてはなりません。

続いて行われた原告側代理人の意見陳述では、原発政策を強力で推進してきた国が、国民の生命・生活を守るために当然行うべきであった東電に対する指導を怠ってきた責任を追求しました。裁判所がこれらの陳述を真摯に受け止めることを信じたいと思います。

次回期日は、
4月22日(水) 14時30分開廷です。

14時にさいたま地裁B棟前にお集まりください。ぜひ、たくさんの皆さんで、毎回の傍聴席を満席にできるように、ご協力をお願いいたします。

原告意見陳述書(全文)

1 原発事故前の生活

私は、福島の地で長年住宅に関わる仕事をしてきていました。そのキャリアをかわれ平成15年に建築資材メーカーの福島出張所長として採用され、勤務するようになりました。平成12年に郡山市に隣接する〇〇市に土地を購入し、新築した自宅を事務所として借上げてもらいました。家は、30年ローンを組み定年の65歳までの返済でした。娘は、本件事故があった年の1月からようやく郡山にある結婚式場に就職でき、目標であったウェディングプランナーの仕事にも付け、今回の原発事故まで平穏な生活を送っていました。家族3人と愛犬とでこのマイホームに住み、定年まで働くつもりでした。

2 原発事故直後のこと

平成23年3月11日、私は盛岡に出張中に震災に合い、交通機関が不通になり帰れず、当日は家族とも連絡が取れませんでした。翌日の夕方に電気が復旧し、ホテルでテレビを見ると信じられない事に福島第一原子力発電所1号機の爆発の映像が流れていました。すぐに家族に連絡をとり、絶対に家から出ないよう連絡しました。自宅に戻ると近所の人から「この周辺に放射線が飛散しているようだ」との情報があり、市の広報車からも「屋内に留まり、できるだけ外出しないように」とアナウンスがされていました。

12日に15日にかけて、1号機から4号機まで、続けて爆発事故が続き、身の危険を感じました。原発から自宅までの直線距離が59Km、すべてが爆発したら広い地域が全滅する、原爆のような放射能被ばくが頭に浮かび死の恐怖を感じずにはいられませんでした。今年結婚予定であった二十歳の娘からも「赤ちゃんができていたら産めなくもなる、結婚も出来ない」という悲痛な話が出て、母親と共にパニックになり、私ももうこれ以上この場所にいけないと思い、避難する事を家族で決めました。すぐさま荷物を車に積み、友人の経営するアパートに愛犬を連れ家族3人で逃げました。

3 避難後の生活

(1) 県内に避難

私達は、友人の好意で会津若松のアパートに避難することとなりました。その避難生活の中では、福島県に向かうタンクローリーの運転手が被ばくする事から「福島に行かない」との理由で4月初めまでスタンドの閉鎖が続き、燃料の灯油を手に入れることが出来ず、極寒の中で暖房も無いまま暮らす状況でした。また、車も給油できず新潟の本社にも出社できませんでした。食料も十分に確保できず、友人から食べ物を貰い凌いでいました。愛犬も連れて避難しましたがアパートでは飼えず、寒い中車の中に置いたままにするしかなく大変な不憫な思いをさせました。そのようなみじめで、つらく理不尽な生活をここで送りました。

(2) 自宅の高濃度の放射線汚染

私は、友人からガイガーカウンターを借り、3月20日に初めて自宅の放射線を測定しました。何か所か測りましたが、その数字は驚くほど高濃度

で、測定不能ということで測定器のブザーがなり9.99 μ SV/Hを示しました。10 μ SV以上は計測できない測定器ですので、それ以上の高濃度の放射能が自宅の一面に飛散している事を現実として受け止めました。公衆被ばく限度の約80倍以上になり、当分、家には帰れないと思いました。

(3) 私の仕事と地位が奪われた

3月末に前日に何とか新潟までの片道分のガソリンが確保でき、新潟にある本社へ出勤しました。役員からは『福島営業所閉鎖が決定しました。会社を辞めて下さい』と言われ、くびの通告を受け、目の前が真っ暗になりました。最終的に解雇され長年かけ営業成績もあげ、営業所長としての地位もやっと安定させてきましたが、本件原発事故であっさり、その地位も奪われました。

(4) 娘の仕事が奪われた

娘は就職できたばかりの会社の上司から電話で今回の震災特に原発事故でキャンセルが相次ぎ仕事が無くなったので、まだ試用期間中だから辞めてもらいたいと連絡があり、職を失うこととなりました。やっと希望の就職先に就職できたのに本件事故のために辞めさせられ、娘はそのショックから立ち直れず一時はうつ状態に陥りました。

(5) 生活が奪われた

私達家族は原発事故のために皆が職を失い生活が成り立たなくなりました。また、自宅は震災では一部損壊にすぎず、義援金は全く受け取っていません。4月初めに自宅の放射線を測定しましたが、依然として屋外で8~9 μ SV、屋内でも5~6 μ SVの高濃度の放射線汚染が続いていました。家族にとっては、思い出が詰まった家、マイホームを持ち、なにも不自由なく、一生過ごす事が当たり前だったはずの生活を奪われました。それだけでなく、この原発事故で、仕事も奪われ住宅ローンの支払も出来なくなり、借金地獄となり、私の人生が変わってしまいました。

(6) 県外避難所

友人から借りたアパートを出なければならなくなり、4月20日無料の避難先として神奈川県箱根町へ向かいましたが、途中で止む無く愛犬を知り合いに預

きました。小田急の電車の中で私達家族が、避難者に見えたのかはわかりませんが、何列か後ろの人から『福島県人は電車に乗るな、降りろ、移るから』と言われ、ひどい屈辱を受けました。助けてくれた乗客もいましたが、あまりにも酷すぎる対応に悲しくなりました。また、それを聞いて娘は、『死にたいくらい、何もかも不安、どうしたらいいかわからない』と言いました。何とか妻が有めその場を凌ぎました。

ところで、災害救助法の第2 避難所の旅館では1日3食で5,000円しか出ないということで、被災者支援として殆ど赤字で受入れている所が多く、各避難所での避難期間も短く、また何故か、食事とする場所も隅のほうに作られ、普通の宿泊者とは別にされました。6日間しか、箱根町に宿泊できませんでした。その後は東京から静岡県の下田市、伊東市の旅館、ペンションなど5軒を1週間～3週間くらいの期限付きで転々としました。あるペンションは早く出すためかどうかわかりませんが、夜の食事は納豆と卵のみなど、いじめに近い差別を受け、他でも避難所で、相当な屈辱、侮辱を受けました。7月21日で第2 避難所受入れ終了した為に、東京の姉の家、ホテルに宿泊しながら、定住先の借上げ住宅を探しました。避難先は合計で9件となり、その疲れと、今後の生活に対する計り知れない不安でいっぱいでした。愛犬も福島県内の知人宅から支援している3つの動物病院へ転々とさせてしまいました。

(7) 借上げ住宅での暮らし

原発事故により職を失い、48歳の私の再就職も難しい中避難先から何社か面接を受け、やっとの事で8月から就職も決まり、8月31日からは埼玉県の借上げ住宅へ入居しました。愛犬は住居事情から止むを得ずボランティア施設に預けましたが、1か月に1程度会うたびに不憫でなりません。犬も家族の一員です。このつらい気持ちがわかりますか。

月に一度一時帰宅し放射線を測りましたが、依然として高濃度の放射線汚染は変わらず、管理していない家は傷み、雑草だらけでした。住宅ローンも残され今後の生活は不安だらけでした。とりあえず定住したと言え、娘も会社の解雇から、避難のストレスで「うつ」の繰り返しが続く、妻も避難先での疲れがたまり、今までの3分の1の広さの借上げ住宅でのストレスで不眠、出血などで体調が悪い状態が長く続きました。

コンビニへ車で行くと隣の車に乗っている母親が「福島ナンバー」を見て子供に離れなさいと、慌てて逃げた様子とか、何度も車で煽られたり、嫌がらせを受けるのはしばしばありました。その年の12月24日には数十台並んでいた駐車場の中で古タイヤをはいた福島ナンバーの私の車だけが嫌がらせのようにタイヤの盗難にあいました。

このように私達家族は福島原発事故のために、苦しいことを何度も経験させられながらもこれまで、生き延びるために必死で耐えてきました

埼玉での仕事は、私自身は一生懸命仕事を探しましたが、継続して職を得ようとしても、福島から避難してきたなどの理由で結局3度転職し、また無職の間も長く続きました。自主避難ということで賠償金も支払われず、無職の間も長く生活が困窮しました。埼玉県からもお金を借りました。2台あった自家用車も1台売却しました。現在は50歳になり派遣の仕事についています。マイホームを持ち、働く場所もある事があたり前だった生活を福島原発事故により奪われました。理不尽に感じながら狭い埼玉の借上げ住宅での不自由な避難生活は現在でも続いています。

4 国と東電に対して

(1) 被ばく限度について

一般の人は、自主避難の人が理由もないのに勝手に逃げたと考えている人も多いかもかもしれません。しかし、それは違います。

私は、以前原発に関連する仕事もしたことがあるので、少しは詳しいのですが、震災前の一般の人の被ばく限度は年1mSvです。しかし、原発事故後にはICRP勧告を基に職業従事者ではない一般の人の被ばく限度が突然急激に引き上げられ、年20mSvになりました。日本では、放射線業務従事者と医療職の被ばく限度について法律がありますが、この変更前の男性の職業被ばく限度と変更後の一般の男性の被ばく限度が同等になるまで引き上げられました。子供、妊婦、女性についてさらに、大きく変えられました。放射線業務従事者の中での子供と妊婦は緊急時であっても8か月間で1mSv、女性は3か月間で5mSv以下というものでした。これが変更後は、期間が変更され女性については年間20mSvを避難基準にしています。事故3年後のだいぶ遅れた除染前の時でさえ自宅では2.3 μ Sv/

h以上ありましたので、まさに、以前の国の考えからは当然避難すべき状態にあったことは明らかです。また、自宅はモニタリング調査により年間5mSv/毎時、0.99 μ Sv以上の重点除染地区に指定されています。このことを福島県に聞くと国が決めたと明白な回答が無く、その国の原子力規制委員会と原子安全保安院(オフサイトセンター)に聞くと、職業被ばく限度より従業者で4約倍以上、医療被ばくで約16倍以上厳しい事の矛盾点については委員会でも物議があり、あやふやなまま、きてしまった事、空白である事を認め、私が法律に従って自主避難したことも正しいと言ってもらえました。緊急時といって女性などの被ばく限度を勝手に急激に上げ、しかも、放射線従事者はカウンターで正確に測り、私達一般人は何も持たず放置、内部被ばく分の線量も無視されてきました。実際緊急の原発作業員には女性になることは禁止されています。私達の住んでいた地域が、事故後の自宅における測定値からすれば、以前の放射線職務従事者より危険にさらされていたことは明らかです。

爆発したから急に体が強くなる訳ではありません。国は何を考えて安全だと考えているのでしょうか。また、国の、これまでであった職務従事者の被ばく限度を一般の人にも同じ限度まで大幅引き上げるような無責任な対応では、国は責任を果たしていません。また、いわゆる被災者支援法に『放射線が人に及ぼす影響としてはまだ科学的に解明されていない』とし、自主避難する権利を認めていますが、ほとんど何一つと言っていいほど生活支援の対策はとられていません。

これまで、年1mSvが被ばく限度だったので、福島原発事故により、放射線の危険にさらされた避難指示を受けた区域外の人が避難するのは当たり前だと思います。避難できなかった人の中にも、避難したかったけれどもできないということであきらめた人が一杯いるはずです。

アメリカは半径80km内にいたアメリカ国民に避難勧告を出し、またイギリスは、東京以北のイギリス国民に避難勧告を出したことから考えれば、事故を起こした国は、きちんとした避難対策をしなければならなかったはず。少なくとも、避難を望んだ人に対しては、避難指示区域と同等の保障や賠償がされてしかるべきです。しかし、基本的に自主避難者に対しては、国がやるべきことをやらず、また東京電力がやるべき

賠償をしなかったために多くの辛い思いをさせています。

速やかに、自主避難をした人や、止むを得ず避難できなかった人に対し、きちんとした賠償が認められるように裁判所に求めます。

以上



原告代理人弁護士の意見陳述

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣 慶子

第1 本件事故の機序について

本件事故は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波に起因する全交流電源喪失によって引き起こされました。電源を失ったことでポンプやモーターを動かすことができなくなり、核分裂によって発生する大量の高熱を制御するための大量の水の循環を、継続的に行うことができなくなってしまったことが、本件事故の直接の原因です。

通常、原子力発電所は、自身が発電している電力によって、所内の諸設備を運転するための交流電源を賄っています。事故によって炉の運転を停止すると、原発は自己発電による交流電源を喪失するため、その後冷却設備等を動かすための交流電源は、原発外部の変電所から送電線を使って送電される外部電源に切り替えられます。しかし、当時の福島第一原発の外部電源設備は、耐震クラスがノンクラスとされ、耐震対策が要求されていませんでした。そのため、本件事故でまず、地震による部品落下等の影響で、1号機から

6号機に供給されるはずだった外部電源が供給されなくなり、さらに、外部電源喪失時に起動するはずだった非常用ディーゼル発電機も、発電機自体の被水、関連機器の被水または水没、接続する配電盤の水没によって、機能を喪失してしまいました。

こうして全ての交流電源を失った福島第一原発は、原子炉の冷却機能を維持することができず、大量の放射性物質を放出する本件事故に至ったのです。

被告国は、原子力発電所の設置許可、設計等の認可、使用前検査の権限等を有しています。また、運転開始後も、発電所が備えるべき基準を作成し、その基準に適合していない発電所に対して、修理や改造等を命令することができます。

このような強力な規制権限を持つ被告国が、本件事故を未然に防ぐことは、本当にできなかったのでしょうか。

私たちは、被告国が適切にその権限を行使していれば、本件事故を未然に防ぐことは十分に可能であったと考えています。

第2 期待可能性について

1 これまでも述べてきたとおり、被告国の規制権限不行使の違法性は、①被害法益の重大性、②予見可能性の存在、③結果回避可能性の存在、④期待可能性、などの要素を総合考慮して判断されなければなりません。ここでは、4つめの要素である「期待可能性」について述べます。

2 「期待可能性」とは、被害者側の努力だけでは危険の回避が困難であり、行政による規制権限の発動を期待するのがもっともだ、という事情が存在することを意味します。つまり、国民が自ら危険を回避することが困難である場合、そのこと自体が行政の作為義務違反を認める方向での考慮要素となる、ということです。

3 本件事故に関しては、この事情として、次の点を指摘します。

第1に、原子力発電技術は、被告国が導入し、少数の事業者と共に強力に推進してきた技術だということです。被告国は、1960年代から、商業用原子力発電所の建設を強力に政策誘導し、1970年代には、20基もの原子力発電所が運転を開始しました。自ら原子力発電事業の導入を推進してきた被告国が、その後の安全対策を、事業者や住民等に丸投げすることが許され

るはずもありません。危険な原子力発電所を導入した被告国には、その事故の発生を防止すべく、万全かつ最新の安全対策を事業者に義務付けるとともに、安全対策が不十分であれば積極的に行政介入する義務が存在したというべきです。

第2に、原子力発電所では数多くの事故が発生していたにもかかわらず、事業者らがそれを隠ぺいしてきたことが挙げられます。事故が隠ぺいされると、国民は、被害発生防止のために必要な情報を得ることができません。このような事業者の体質が責められるべきことは当然ですが、事故対策費用の増加や、当時係属していた原発設置許可取消訴訟における敗訴のリスクが増大することを恐れて事故を隠ぺいしようとしてきた電力事業者に、被告国による行政介入なしに十分な安全対策を講じることなど、到底期待することはできません。この点からも、被告国が、事業者に対して規制権限を行使することが強く期待される状況があったということが出来ます。

第3に、原子力発電所の周辺住民が、その安全性への不安から、原子力発電所の設置・運転に関する訴訟等を通じて危険性を訴え続けていたにもかかわらず、司法は、住民らの訴えをほぼすべて退けてきました。司法の判断の根底には、原子力委員会等の行政機関が適切に機能し、必要な規制が適時かつ適切に行使されることを前提として、これら行政機関の判断を尊重するという思想があったのです。このような状況の中で、事故の発生を未然に防止するには、必要な規制を行使する権限を有していた経済産業大臣が、その権限を適時適切に行使することに期待するほか、国民としては方法がなかったのです。

第3 結語

このように、原発事故の防止・危険の回避を願う国民としては、被告国が、原発事故から国民の生命身体を保護すべく、電力事業者に対し、適時かつ適切に規制権限を行使することを期待するほかありませんでした。

したがって、被告国に、原子力発電所の安全確保のための行政介入が強く求められており、適時かつ適切に規制権限を行使する義務があったことは明らかです。

以上

3/28「日本と原発」上映会のご報告

北浦恵美 (当会代表)

よりたくさんの方々に、特に浦和近辺の方々に「福島原発さいたま訴訟」を知っていただこうと、11団体が力を合わせて3月28日に話題の映画「日本と原発」上映会を企画しました。大きな会場だったので動員を心配しながら当日を迎えましたが、蓋を開けてみれば、300人以上の方々が映画を見に来てくれました。まず、第1部では、実行委員長猪股弁護士の力強い挨拶があり、続いて、訴訟について、吉廣弁護士が理をつくして説明。そして最後に、原告の方の訴えがありました。淡々とした話の途中で幾度も絶句され、しばし言葉が継げない原告の姿に、会場は息をのみました。「同情はいりません。でも私たちのことを知ってください。知らせてください」という一言に万感の思いを感じました。

第2部「映画「日本と原発」はとてもよい映画でした。まざまざと2011年3月11日の時点に引き戻され、あの時に感じた恐怖が蕪る思いでした。この時を原発の近くで時を過ごした方の恐怖はいかばかりだったろう、と思うとき、こんなことを絶対に繰り返させてはならない、と思いを新たにしました。以下はスタッフの方の映画の感想です。

「一言でいってやさしい気持ちになる映画でした。そして頭がすっきりする映画でした。推進派は、「科学技術の進歩、すなわち発明発見には必ず失敗はつきもの。だから今回は失敗したがだんだん完全になっていく。航空機や自動車の開発の歴史でもそうだった。」と今もしきりに言っているがそれは全く当てはまらない。理由は2点。第1に、もとに戻らない事。種の死を意味。人類の破滅も意味。第2に究明困難で検証不明であるから。監督の河合弘之さんの話では、今、英訳版も計画中。その中には原発とテロのことを入れたい。商業映画館で全国上映を計画中。でも福島の中でやるのが結構大変なようだった。忘れて暮らそうと自分に内向きに。でもこの映画はそんな心を外側に向かわせる芸術作品。やさしい余韻が心と心を紡ぐ。」

また、大飯原発の判決が出た瞬間のインタビューも収録され、この判決の素晴らしさ、判決によって、どんなにたくさんの人たちが勇気づけられたかが改めて心に残りました。

第3部は、支援する会呼びかけ人のおひとりでもある、前双葉町町長の井戸川克隆氏がお話くださいました。淡々と、国と東電に対する静かな怒りを語られ、勝手に放射線許容基準を引き上げ、帰還を進める無責任な国の政策の矛盾を語られました。「日本全国どこも20mSVなのなら、帰りますよ、でもそうじゃない」と語られた言葉が胸に突きつけられました。

最後に、裁判傍聴のお願いと、支援する会入会のお誘いをさせていただき、上映会を終了しました。当日、たくさんの方々が、支援する会に入会の申し込みをしていただきました。上映実行委員会一同、感謝の気持ちでいっぱいです。中間集計の段階ですが、当日会場カンパも55,817円円集まりました。裁判と原告の方々の支援に大切にに使わせていただきます。

最後になりましたが、共催・後援・協賛していただきました各団体の皆さま、スタッフの皆さま、上映会に来てくださった皆さまに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

埼玉県の避難者概況

震災支援ネットワーク埼玉 (SSN)

埼玉県への避難者数は、復興庁による集計によれば、2015年2月末の時点で5,638名となっており、福島県からは、5,071名となっています。

一方、福島県が2014年に実施した調査データによれば、避難指示区域からの避難者が約8割強で、避難指示区域外(いわゆる自主避難)の方は17.8%となっています。また、福島県からの避難者の約2割が福島県内への帰還を、約3割が福島県外への移住という意向を持つ一方で、残りの5割はまだ、これから先の事が決められない状況にあります。

埼玉県内各所では30を超える避難者交流会が開催されており、私たち**震災支援ネットワーク埼玉(SSN)**では、法律やこころの専門家と共に巡回して相談活動を行っています。まずは、この中で居住制限区域から避難中の方がお話しくださったことを書かせていただきます。

巨大地震の発生で途方に暮れていたころ、

突然回りが避難を始め出し、警察や消防団も避難を呼びかけ始めて、県からも国からもどこへ逃げるべきか指示はなし。

町の判断で原発から30km離れた地区に避難所が開設。

約8,000名の町民が数日間避難。

配給された食事は、半分の大きさの冷たいおにぎりと具のない味噌汁。

教室の中でダンボールを敷いて、寒さと不安で眠れない夜。

数日で自宅へ帰れると思っていた3月16日、

この地区の放射線量は毎時60マイクロシーベルトである事が判明。

被ばくの恐怖を抱きながら遠くへ遠くへ……

避難所を転々とするなかで、東京電力福島第一原子力発電所の状況が

深刻であることを刻々と伝えるテレビのニュース……

放射線量が低く、生命の危機から逃れられた首都圏での避難所生活。

自宅へそして故郷へ長きにわたって帰れないかもしれないという、不安。

国が、避難先の自治体が、用意してくれた住居は古いアパートの4階。

二間しか無いアパートでは長男家族とは一緒に住むことはできず、

避難元では一緒に住んでいた長男は仕事で福島に戻ることに。

エレベーターの無いアパートでの高齢者の二人暮らし。

家業も失い、いまさら避難先でできる仕事もなし。

故郷では庭いじりをしたり、野菜を作ったりしていたのに、

外出するのは買い物の時だけ。

長男と一緒にお盆の暑い盛りには防護服に身を包み一時帰宅。

庭一面に延びたセイタカアワダチソウをかき分けながら家の中へ。

地震で散乱した家の中に無数のネズミの糞。天井一面のカビ……

渡されたビニール袋に限られた思い出の品を詰める、限られた時間。

たくさんの思い出を置き去りにしての帰路。

家、土地、仕事、故郷、友達、生きがい……

何もかも失った自分に届いた損害賠償請求書。

分厚い書類は難しい文章ばかり。

要求される領収書。自動車事故の時に支払われる最低金額の自賠責保険と同じ水準で定められた月額10万円という慰謝料。

やっとの思いで書いた請求書も、

あれはダメ、これはダメと言われてしまい。

何年後に帰れるか全く見通しがつかないまま続く避難生活。

いつまで住めるのか判らない現在の住居、

いつ追い出されるか判らない不安……

2011年、福島からたくさんの方が避難していらした年、私たちSSNが行った相談会、電話相談を振り返ってみると、福島から避難していらっしゃった方々の多くが、怒りの感情を露わにしていられちゃった事が思い出されます。東京電力への怒り、国への怒り、福島県への怒り、行き場のない怒り…重大情報が伝わらなかった事で高線量の地域に避難させられることになったこと。毎時60マイクロシーベルトの危険な場所に居なが

ら何も知らずにいたこと。小さな子供を危険に晒していた事について悔み続け、誰を恨んでいいのかも判らない状況。そのような経験をした方々が抱える精神的苦痛は、先の見えない避難生活の中で継続しています。

帰還か、移住か、迫られる選択

——動ける人と動けない人の二極分化——

これまで原発事故による避難者は、原発事故という未曾有の事故によって、さまざまな選択と決断を余儀なくしなければなりません。それぞれの事情を抱えながらのギリギリでの選択です。

そのたびに、「本当にこれで良かったのか？」という疑問とともに、後になって悔やむことも数多くあったことでしょう。そして福島県外へ、首都圏へ避難するという大きな決断をしました。しかしそれは、自分でしたくて行った決断ではありません。発災以来、生活費、仕事、住まい、損害賠償、家族、コミュニティなど、さまざまな要因によって大きな精神的苦痛を背負ってきた避難者に、新たな「決断」が求められています。

平成25年10月30日、政府与党は福島県民の全員帰還を断念。帰還困難区域の住民に「移住」を推奨する方針を発表しています。これに続いて12月26日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は、中間指針第四次追補を公表。住宅や宅地など、新たな土地での生活再建が可能となるよう、財物賠償について、一定の見直しが行われ、避難生活者にとって、一つのおおきな「区切り」が国から提示されたこととなります。

福島県内への帰還か、首都圏への移住か、あるいはその間で揺れ動きながら、当面は避難生活を継続せざるを得ないのか、いずれにしても避難者は、「自己責任」という名の下に、自ら望まない決断を強いられるのです。

2014年の夏ごろから、避難元の自宅の評価額に応じて新たな住居を購入するにあたっての上限額が記された案内文書/請求書が東京電力から被災者宛てに送付され始め、秋ごろから申請手続き、土地の名義変更などの相談がSSNにも多数寄せられています。「早く避難生活から脱却したい」という思いを強く抱く方、比較的元気に動ける方は、新たな住居を求めて動き始めています。

一方、SSNが埼玉、東京に避難中の世帯を対象として行った大規模調査では、震災により失業した方、廃業に追い込まれた方は54%もあり、特に中高年の

方はハーローワークに通っても仕事が見つからないという声が多数寄せられています。こころの問題として、PTSD=心的外傷後ストレス障害の疑いが持たれる方が6割近くもいます。避難生活中に疾病を抱えた方、二重生活による経済的困窮、家族離散、子供が在学中などにより、これから先について考える事ができない方、動くことができない方が多数いらっしゃいます。これから先、動ける人と動けない人の二極分化がますます進むことが予想されます。

まだまだ遠い生活再建への道

実は、いわゆる自主避難と呼ばれる区域外避難者の状況は私たちSSNも、行政も国も掴みきれていません。

一度だけごくわずかな賠償金しか支払われていない自主避難者にとって、避難生活の長期化によりますます生活の困窮に追い込まれていくことが懸念されています。

2015年度には南相馬市小高区、楡葉町、富岡町の一部などの避難指示解除準備区域において避難指示の解除の動きが始まるものと予想されており、解除となった場合1年後には賠償金の支払いも停止となります。社会的インフラも、コミュニティも崩壊し、除染の効果についても疑問視されている中で、仕事を奪われ、新たな仕事が見つからず、年金受給まで数年も先となる中高年にとって、生活再建は険しい道程となるものと思われまます。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2015/3/1現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	肥田舜太郎	医師
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	松本 昌次	編集者・影書房
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	山田 昭次	立教大学名誉教授（日本近代史）
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授	渡邊 泉	東京農工大学准教授

支援する会は

- ▶原告団・弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- ▶裁判の内容を広く市民に伝える広報活動を行います。
- ▶原告団と連携して原告団・支援者交流会を開催します。
- ▶裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- ▶会員を拡大しカンパを募ります。

☞ 支援する会の年会費は一口 1,000 円です。

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

(口座番号: 00130-7-550500 郵便振替口座名: 福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名: ゆうちょ銀行 / 金融機関コード: 9900 / 店名: 〇一九店(ゼロイチキュウテン) / 店番: 019 / 預金種目: 当座 / 口座番号: 0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 ※ご記入いただいた個人情報は適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

* 北浦恵美 Email : apply@fukusaishien.com tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582